



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

東京労働局、 立ち入り検査等を強化する方針

東京労働局の平成 22 年度の運営方針が明らかになりました。今年度は、長時間労働等への抑制から、立ち入り検査等、監督・指導を強化する方針です。

長時間労働等により労働者とトラブルになると立ち入り検査に発展する可能性がある。

トラブル等がなくても自主点検(アンケート等)が行われる可能性がある。



過労死
防止

相談に基づく臨検強化

東京労働局(東明洋局長)は平成22年度の行政運営方針を明らかにした。過重労働による健康障害が後を絶たないことから、長時間労働の抑制と過労死防止対策の推進を最重要事項に掲げ、労働者からの相談を契機とした臨検監督を強化する。特別条項付36協定を提出した事業場には自主点検と集団指導を実施し、労働時間・健康管理を徹底させる。労働災害防止対策では、道路貨物運送業で多発している荷主施設における荷卸作業中の労災に焦点を合わせ、荷主に対して設備上の安全対策を求めていく。

時間・健康管理を徹底 自主点検や集団指導も

— 東京労働局・22年度運営方針 —

同労働局管内で平成21年に労災請求された過重労働による脳血管・心臓疾患事案は、前年と同数の14.6件と依然として多発しており、精神障害も前年を8件上回る19件と増加傾向にある。このため22年度は、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止を最重要目標として、事業場に対する監督指導を強化する方針を示した。

労働者から寄せられる相談などに基づき、過労死事案を発生させる恐れのある事業場への臨検監督を積極的に実施。時間外・休日労働協定(36協定)の範囲を超えた労働の有無のほか、長時間労働者の割増賃金率引上げを定めた改正労基法の対応状況などを調べる。

過労死事案の発生事業場に対しては、発生後の労働時間管理の実態や健康診断の実施状況などを詳しく調査し、再発防止を厳しく指導する。

労基審窓口では、「時間外労働の限度に関する基準」を順守した36協定を提出するよう指導する。とくに特別条項付協定については、割増賃金率の明記など同基準改正後の要件を満たしているかを確認するとして、月80時間超の時間外を可能とする協定を提出し

<資料出所：労働新聞 平成 22 年 4 月 19 日>

他県でも同様に強化される事が考えられます。

労働者の安全配慮義務の観点からも適切な労務管理が企業に求められています。36 協定や改正労働基準法、長時間労働者への面接指導など、労務管理や安全衛生に関することは弊所までお問い合わせください。

お知らせ

あおぞらコンサルティングでは、人事労務相談 Q&A に続き

『メンタルヘルス Q&A 小冊子』を作成いたしました。ご希望の方は下記まで。

社会保険労務事務所 あおぞらコンサルティング

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F

TEL: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276 MAIL: support@sr-aozora.biz

